第三十七号を第十五号とし、第三十八号を第十六号とし、第三十九号を第十七号とし、第四十号及び第四十一号を削り、第四十二号を第十八号とし、第四十三号を第十九号とし、第四十四号を第二十号とし、第四十五号を削り、第四十六号を第二十一号とし、第四十七号から第四十九号までを削り、第五十号を第二十二号とし、第五十一号から第五十七号までを二十八号ずつ繰り上げ、第五十八号を削り、第五十九号を第三十号とし、第六十号を第三十一号とし、第六十一号及び第六十二号を削り、第六十三号を第三十二号とし、第六十四号及び第六十五号を削り、第六十六号を第三十三号とし、第六十七号を削り、第六十八号を第三十四号とし、第六十九号及び第七十号を削り、第七十一号を第三十五号とし、第七十二号を削り、第七十三号を第三十六号とし、第七十四号及び第七十五号を削り、第七十六号を第三十七号とし、第七十七号から第七十九号までを三十九号ずつ繰り上げ、第八十号及び第八十一号を削り、第八十二号を第四十一号とし、第八十三号を第四十二号とし、第八十四号を削り、第八十五号を第四十三号とし、第八十六号を削り、第八十七号を第四十四号とし、第八十八号を第四十五号とし、第八十九号から第九十二号までを削り、第九十三号を第四十六号とし、第九十四号及び第九十五号を削り、第九十六号を第四十七号とし、第九十七号を第四十八号とし、第九十八号を削り、第九十九号を第四十九号とし、第百号から第百二号までを削り、第百三号を第五十号とし、第百四号を第五十一号とし、第百五号を削り、第百六号を第五十二号とし、第百七号を第五十三号とし、第百八号を削り、第百九号を第五十四号とし、第百十号を削り、第百十一号を第五十五号とし、第百十二号から第百三十号までを五十六号ずつ繰り上げ、第百三十一号を削り、第百三十二号を第七十五号とし、第百三十三号から第百三十七号までを五十七号ずつ繰り上げ、第百三十八号中「ブランドプロデュース」を「ブランド等プロデュース」に改め、同号を第八十一号とし、第百三十九号を第八十二号とし、第百四十号を第八十三号とし、第百四十一号を次のように改め、同号を第八十四号とする。

百四十一　サービス産業海外展開基盤整備事業（海外情報発信事業）

別表第二の6中第百四十二号を第八十五号とし、同表の6に次の二十三号を加える。

八十六　微細藻類燃料生産実証事業費補助金
八十七　石油精製高付加価値等技術開発委託費
八十八　石油精製高付加価値等技術開発
八十九　次世代火力発電等技術開発
九十　中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業
九十一　研究開発型ベンチャー支援事業
九十二　国立研究開発法人産業技術総合研究所に要する経費
九十三　次世代人工知能・ロボット中核技術開発
九十四　超先端材料超高速開発基盤技術プロジェクト
九十五　高輝度・高効率次世代レーザー技術開発
九十六　高温超電導実用化促進技術開発
九十七　次世代パワーエレクトロニクス技術開発プロジェクト
九十八　革新的水素エネルギー貯蔵・輸送等技術開発
九十九　植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発
百　伝統的工芸品産業支援補助金
百一　新興国市場開拓事業費（テストマーケティング支援事業）
百二　高効率低ＧＷＰ冷媒を使用した中小型空調機器技術の開発
百三　革新型蓄電池実用化促進基盤技術開発
百四　燃料電池利用高度化技術開発実証事業
百五　未利用エネルギー由来水素サプライチェーン構築実証事業
百六　地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金
百七　バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金
百八　福島浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業

○法務省告示第三百七十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年法務省告示第百二十六号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月七日

法務大臣　岩城　光英

第三条第一号の表特別加算の項基準の欄イ中「別表第三」を「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件（平成二十六年法務省告示第百七十九号）」の一部を次のように改正する。

別表第三及び別表第四を削る。

○法務省告示第三百七十八号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年法務省告示第百二十七号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月七日

法務大臣　岩城　光英

第二の一及び第三の二中「別表第一」を「別表」に改める。

第三の五の1の表以外の部分中「別表第一の二」を「別表の二」に改め、第三の五の1の表特別加算の項基準の欄イ中「別表第二」を「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件（平成二十六年法務省告示第五百七十八号。以下「高度専門職特別加算告示」という。）別表第一」に、「別表第二」を「別表の二」に改め、第三の五の2の表以外の部分中「別表第一の二」を「別表の二」に改め、第三の五の2の表特別加算の項基準の欄イ中「別表第二」を「高度専門職特別加算告示別表第二」に改め、同表第二号の表特別加算の項基準の欄イ及び第三号の表特別加算の項基準の欄イ中「別表第三」を「高度専門職特別加算告示別表第一」に、「別表第四」を「高度専門職特別加算告示別表第二」に改める。

別表第三及び別表第四を削る。

○法務省告示第三百七十九号

新潟県上越市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年八月八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上越市役所又は新潟地方法務局上越支局に照会すること。

平成二十八年七月七日

法務大臣　岩城　光英

○法務省告示第三百八十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十八年七月七日

法務大臣　岩城　光英

住所　福岡市東区城浜団地９番503号
陳喜真　昭和43年４月14日生

住所　大阪市平野区長吉川辺３丁目17番29号
ピラル　昭和57年10月28日生

住所　東京都八王子市別所２丁目18番地
ケルウィン・ホセ・ピーニャ・ナバ　昭和49年６月１日生

ニッツ・イネッサ　昭和47年５月21日生
ピーニャ・ニッツ・ダニエル・ベネット　平成18年12月25日生
ピーニャ・ニッツ・デイビット・ミリエル　平成22年９月14日生

住所　長野県松本市渚３丁目５番５号
ポンマハラ・エリナ　平成２年９月15日生